

GID（性同一性障害学会）学会 会則

1999年3月21日設立

2002年3月22日改定

2005年3月20日改定

2006年3月19日改定

2007年3月17日改定

2010年3月22日改定

2011年6月6日改定

（名称）

第1条 本会は GID 学会（Gender Identity Disorder 性同一性障害学会）と称する。（Japanese Society of Gender Identity Disorder）

（事務局）

第2条 本会は、当分の間、事務局を岡山大学大学院保健学研究科中塚研究室（〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1）に置く。

（目的）

第3条 本会は性同一性障害に関する研究の推進、知識の向上につとめるとともに、会員相互の親睦、交流をはかることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、研究大会の開催、関連学術団体との連絡、その他必要な事業を行う。

（会員、名誉会員）

第5条 会員は本会の目的に賛同するもので、名誉会員、正会員（GID研究者）、準会員（一般）、賛助会員（個人、法人）からなる。ただし個人のプライバシーを守るものとする。名誉会員は本会に著明な貢献のあった会員で、本人の同意を得て、理事長が推薦し、理事会で決定する。

（入会）

第6条 正会員、準会員、賛助会員は所定の入会申込書をもって本会事務局に申し込み、理事長の承認を受けるものとする。理事長は直近の理事会で報告をするものとする。

（会員資格の喪失）

第7条 会員は次の理由により理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1.退会した場合

2.本会の名誉を著しく傷つけた場合

(退会)

第8条 会員が退会を希望するときは、理事長宛学会事務局に退会届を提出し、理事長がそれを承認し、退会となる。なお3年間連続して会費の納入がなく、会員継続意思の連絡がない場合には退会とする。

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。理事長1名、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事1名、顧問若干名。

(理事長、会長、副会長、次期副会長)

第10条 理事長は学会の代表として、継続的に会の運営を統括する。会長は年1回の研究大会を主催する。副会長は次期会長であり会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。次期副会長は、理事会で選出し、総会の承認を受けるものとする。

(監事)

第11条 監事は理事会において選出し、総会で承認を受けるものとする。監事は本会の事業、会計、資産を監査する。

(役員任期)

第12条 理事長、理事、監事、顧問の任期は2年とする。ただし重任をさまたげない。会長、副会長の任期は1年とし、前年度研究大会終了時から当該年度研究大会終了時とする。

(総会)

第13条 総会は年1回の研究大会時に開催し、次期副会長、翌年度研究大会の開催時期、開催地の承認を行う。

(入会金)

第14条 会員の入会金は2000円、年会費は2000円とする。ただし、入会金を納入した年度の年会費は免除する。名誉会員には、会費を免除する。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金、その他の収入をもってあてることとする。本会の会計年度は、前年度研究大会開始日から当該年度研究大会前日までとする。

(会則の変更)

第16条 本会則の変更は、理事会で審議し、総会の承認を受けるものとする。

(会則の発効)

第17条 本会則は2011年6月6日より実施する。